2　下水道事業会計

下水道事業は、令和５年４月１日から農業集落排水事業と浄化槽設置管理事業の二つの事業を一つの下水道事業として、地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計に移行しました。令和５年度は、法適用後、初めての決算となりました。

収益的収支

下水道使用料、町一般会計繰入金などの収入と家庭からの汚水をきれいにするための支出です。
（消費税抜き）　〇純利益　3，094万円を計上

【収益的収入　１億１，１９７万円】

【収益的支出　８，１０３万円】

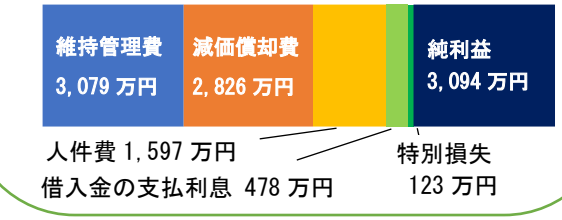

資本的収支

農業集落排水処理施設や町型合併処理浄化槽を整備するための収入・支出です。
（消費税込み）

【資本的収入　４，９２１万円】

【資本的支出　４，９０２万円】

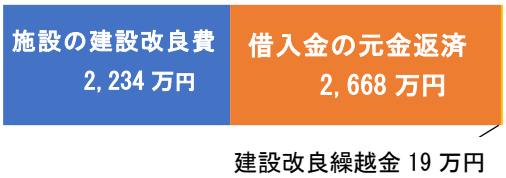

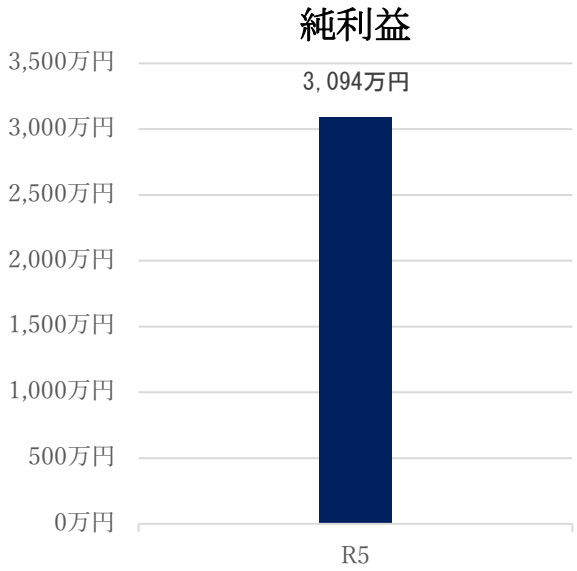

総　括　事　項

令和５年度の下水道事業会計決算は、3，094 万円の純利益となりました。

下水道事業については、事業に必要な経費を使用料で賄えていない状況にあり、町一般会計からの繰入金に頼った経営となっています。今後は、自主財源の確保や経営の効率化による経費削減が課題となっています。

また、建設改良費として、農業集落排水事業では、処理施設設備の経年劣化等による設備交換工事、浄化槽設置管理事業においては、当年度、浄化槽を 10 基設置し、公共用水域等の水質汚濁防止を図りました。

下水道事業は、利用者の皆さんの使用料によって必要な費用を賄う「独立採算制」により、基本的に税金などに頼らずに運営することが原則です。更なる、経営への努力を続けてまいります。

(1) 収益的収支(税抜)

(単位：万円)

	令和5年度決算
収　　益	11,197
下水道使用料	1,446
町一般会計繰入金	6,496
国県補助金	67
長期前受金戻入	3,115
特別利益	73
費　　用	8,103
維持管理費	3,079
減価償却費	2,826
人件費	1,597
支払利息	478
特別損失	123
当年度損益	3,094
(経常損益)	(3,144)

事業収益の総額は11,197万円、営業収益の使用料収入は1,446万円で、営業外収益は9,678万円、特別利益は73万円となりました。

事業費用の総額は8,103万円で、営業費用は7,411万円、営業外費用は569万円、特別損失は123万円となりました。

以上の結果、損益において、営業収支では、5,965万円の損失が生じましたが、営業外収益として他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入等の収益が生じため3,094万円の純利益となりました。

(2)資本的収支(税込)

(単位：万円)

	令和5年度決算
資本的収入	4,921
企業債	460
町一般会計繰入金	3,534
国県補助金	429
受益者負担金及び分担金	498
資本的支出	4,902
建設改良費	2,234
企業債償還金	2,668
収 支 差 引	19

※資本的収入から資本的支出を差し引いた19万円については、翌年度の建設改良の財源として繰り越しました。

資本的収入の総額は、4,921 万円で、企業債、受益者負担金、国県補助金のほか他会計補助金、他会計負担金によるものです。

支出の総額については 4,902 万円で、建設改良費 2,234 万円及び企業債償還金 2,668 万円となっています。

・地方公営企業法適用に伴う特例的収入及び支出

地方公営企業法適用に伴う令和 4 年度打切り決算で発生した特例的収入及び支出は、未収金 532 万円、未払金 349 万円でした。

・建設改良事業

令和 5 年度の建設改良事業は、2,234 万円で、主な工事としては、農業集落排水事業で公共桝設置工事 4 件のほか、スクリーンユニット更新工事、ポンプ施設通報装置交換工事を実施しました。浄化槽設置管理事業につきましては、10 件の浄化槽設置工事を実施しました。

詳しくは、決算書をご覧ください。